

別添 3 保安上の条件又は制限の付与（第 7、8 及び第 11 関係）

対 象	条件又は制限 (数字番号)
全ての超小型モビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092) ・運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093) ・走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148) ・高速自動車国道等を運行しないこと。(077) ・運行の実施体制を遵守すること。(201) ・自動車の前面及び後面には、道路運送車両法施行規則第19号様式による標識を表示すること。(202) ・乗車定員二人以下であること。(203) ・乗車定員二人以下であること。(ただし、運転者席及び年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下であること。)(204) ・静音性対策として、車両接近通報装置を装備すること。(205)
第 5 第 2 項を適用する超小型モビリティ	運行に当たっては、使用者特定証明書を携帯すること。(221)
原動機及び動力伝達装置 【2重アクセルリターンズ ブリング関係】	自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206)
走行装置 【軽合金製ディスクホイール 関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。 ・細目告示別添2「II二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準(4.1.(1)を除く。)の規定に適合すること。(207)
操縦装置 【協定規則第121号の技術 的な要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第90条第3項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(222)
かじ取り装置 【協定規則第79号の技術 的な要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第91条第3項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(223)
施錠装置等 【イモビライザ関係】	自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206)
制動装置 【協定規則第13号並びに協 定規則第13H号、協定規則 第139号及び協定規則第140 号の技 術的な要件関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第93条第4項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(208) ・欧州連合指令93/14EECの技術的な要件に適合すること。(209) ・細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に適合すること。(210)
電気装置 【高電圧からの乗車人員の 保護関係】	作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部には人体の接触に対する適当な保護が施されていること。(224)
車枠及び車体 【側面衝突時の乗員の保護 関係】	自動車の側面には衝撃緩和部材を有していること。(211)
車枠及び車体 【ボール側面衝突時の乗員 の保護関 係】	自動車の側面には衝撃緩和部材を有していること。(211)
乗車装置	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。(212)

座席 【座席空間、寸法、取付及びシート後面の衝撃吸収関係】	座席の前方は、当該自動車は衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。(213)
座席ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。(212) ・座席の前方は、当該自動車は衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。(213)
頭部後傾抑止装置等	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。(212)
前照灯 【取付個数関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第120条第3項第1号、第7項第1号及び第198条第3項第1号、第7項第1号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(214)
車幅灯 【取付位置関係】	自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206)
尾灯 【取付個数関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・保安基準第37条第1項、細目告示第128条第1項第3号及び第206条第1項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(215)
後部反射器 【取付位置関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。 ・細目告示第132条第3項第3号及び第210条第3項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(216)
制動灯 【取付個数関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・保安基準第39条第1項、細目告示第134条第1項第4号及び第212条第1項第4号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(217)
補助制動灯 【装備要件等】	自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206)
後退灯 【装備要件等】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・自動車を後退させるための構造を有していないこと。(218)
方向指示器 【側面方向指示器の装備要件等】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長さは、2.50メートル以下であること。(219) ・自動車の幅は、1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第137条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号及び第215条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(220)
速度計等 【走行距離計】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第148条第3項第2号及び第226条第3項第2号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(225)
その他の項目	その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。